

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	教育課程の編成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	I◎	A	A
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。	I◎	A	
2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	
2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	I○	A	
2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。※【留意事項】あり	I◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については以下のとおりである。 (1) 教育課程の法科大学院教育の目的への適合性 教育課程の編成方針については前回の評価時から変更はない。教育課程は「教育課程編成・実施の方針」に基づき編成されており、そこには、その目的として、「『市民のために働く法律家』として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得」が挙げられている（「履修要項」p.37）。これらの知識、能力及び資質は、「連携法」第2条が定める「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」に合致すると考えられることから、法科大学院教育の目的に適合しているといえる。 (2) 科目群の編成に係る法令への適合性 科目群編成に関しては前回の評価時から変更はなく、「履修要項」p.2に掲載しているとおり、「法律基本科目群」、「実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」及び「展開・先端科目群」の4科目群編成としている。 「法律基本科目群」は、「告示第53号」第5条第1項第1号に定める「法律基本科目」に該当する。「実務基礎科目群」は同項第2号に定める「法律実務基礎科目」に該当する。基礎法学・隣接科目群は同項第3号に定める「基礎法学・隣接科目」に該当する。「展開・先端科目群」は同項第4号に定める「展開・先端科目」に該当する。したがって、科

目群編成は法令に適合している。

(3) 開設科目のバランス

開設科目の科目群分類については、「履修細則」別表3に定めるとおりである。そのバランスについては、修了要件単位数（計24単位）の3倍を超える74単位相当（35科目）の選択科目（基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目）を開設していることから、問題はないものと認識している。

2013年度の変更点としては、展開・先端科目群に「特別講義」（6単位を上限に単位認定）を新設した点が挙げられる。この科目は、現代的な法的課題や司法試験選択科目についての発展的な学修ニーズに対応するための科目である。ただし、科目新設の決定時期と次年度時間割の編成時期との関係上、当該科目の実際の開講は2014年度からとする予定である。

(4) 科目内容と科目群との相応性

開設科目の内容については、「シラバス」に記載しているとおりでである。その内容から判断すれば、科目内容と科目群との相応性については、ほとんどの科目で問題はないといえる。

なお、前回の評価結果の「留意点」の第1項目に挙げられた「法務演習」については、2014年度入学生から当該科目を廃止することを2013年度に決定済みである。

(5) 「基本的素養の水準」との適合性

「基本的素養の水準」については、2011年度から「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定を進めることで対応している。このモデルは、中教審・法科大学院特別委員会が2009年4月に行った共通の到達目標の設定に係る提言（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.10）を受けて、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が2010年9月に取りまとめた「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて策定されたものである。すなわち、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づくより高度な目標を掲げようとしたものであり、その内容は「基本的素養の水準」に適合している。

当該モデルは4つの階層から構成され、そのうち、階層1ないし3については2012年度までに完成済みである。したがって、2012年度以降入学生を対象とする現行の教育課程にはこれらが反映されている。しかし、階層4については、カリキュラム改革には間に合わず、前回の評価結果では、「留意点」の第2項目として、「速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させられることが望まれる」との指摘を受けた。しかし、教務委員会とFD委員会が連携して階層4に係る検討を継続した結果、2013年9月にはすべての階層が完成した。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設状況については前回の評価時から変更はない。

「教育課程編成・実施の方針」では、固有の教育目標である「市民のために働く法律家」の養成を達成するため、責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得を目的に教育課程を編成することを掲げている（「履修要項」p.37）。各科目は、この方針の下で開設されており、その中でも、「刑事弁護実務」、「法務研修」、「矯正・保護実務論」及び「宗教と法」等については、固有の教育目標との関連が特に密接な科目として挙げられる。したがって、「連携法」第2条第1項に照らして適切に対応しているものと認識している。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については前回の評価時から変更はない。

総修了要件単位数（102単位）に対する科目群別の修了要件単位数は、「履修細則」別表2に定めるとおり、法律基本科目群が64単位、実務基礎科目群が14単位、基礎法学・隣接科目群が6単位、展開・先端科目群が18単位である。

法律基本科目群の比率（62.7%）については、「法科大学院基準」の「およその基準（60%）」を2.7ポイント超えているが、「留意事項」で定める上限（70%）には達していない。この比率超過は、2012年度以降入学生を対象とするカリキュラム改革の際に、1年次配当の法律基本科目を6単位増加させたことによって生じたものである。この措置は、2012年4月の中教審・法科大学院特別委員会による提言（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.13）への対応によるものであり、法律基本科目の過度の重視には当たらない。他方で、実務基礎科目（13.7%）については「留意事項」の下限（少なくともおよそ10%）を下回ってはならず、適切な比率を確保している。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目（計23.5%）については、「法科大学院基準」では明示的な基準が示されていないものの、前回の評価でも特に問題とはされていないことから適切であるものと認識している。したがって、各科目群の比率は「告示第53号」第5条第2項に照らして問題はない。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、以下のとおりである。

(1) 授業科目の適切な分類

授業科目の分類については、前回の評価時から変更はなく、「履修要項」p.2に記載しているとおり、「必修科目」、「選択科目」及び「随意科目」の3種類としている。この分類方法については、選択必修科目を設けておらず、随意科目を設けている点で、「法科大学院基準」に示されている分類方法とはやや異なる。しかし、この分類方法は、本法科大学院の創設時から一貫して採用している方法であり、前回の評価や2009年度の法科大学院認証評価でも問題とはされていないことから、問題はないものと認識している。

(2) 授業科目の系統的・段階的な配置

授業科目の配置については、「教育課程編成・実施の方針」で系統的・段階的な科目配置を掲げており（「履修要項」p.37）、この方針に基づく科目配置を行っている。具体的には、各年次に設定された年間登録制限単位数の範囲内で、各年次の配当科目を履修すれば、おのずと系統的・段階的な学修となるようにしている。すなわち、低年次では法理論に関する科目を履修した上で、高年次にかけて実務に関する科目を履修することにより、「理論と実務の架橋」が図られるよう、各科目を配置している。また、3年次では多様な選択科目の履修にも配慮している。

科目配置に関する2013年度の変更点は以下の通りである。法律基本科目群では、学生の学修量のバランスに配慮し、「民法Ⅲ」を1年次の第1学期から第2学期に繰り下げた。展開・先端科目群では、司法試験選択科目を早期に決定できるよう、一部科目の配置を見直した。すなわち、3年次配当の労働法については2年次に繰り上げ、「労働法Ⅰ」を第1学期に、「労働法Ⅱ」を第2学期に配置した。倒産法についても履修時期を繰り上げ、「倒産法Ⅰ」を3年次の第1学期から2年次の第2学期に、「倒産法Ⅱ」を3年次の第2学期から第1学期に変更した。「経済法」についても、3年次の第2学期から2年次の第2学期に繰り上げた。

これらの変更は、より系統的・段階的な科目配置を実現するための見直しであるといえることから、問題はないものと認識している。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重については以下のとおりである。

適切な授業内容を担保するための取り組みとしては、「論述指導等に関するガイドライン」を定めていることが挙げられる。このガイドラインでは、「受験指導」の定義を明確にするとともに、「受験指導」の具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化している。ただし、前回の評価結果では、「留意点」の第3項目として、「『論述指導ガイドライン』について、新任教員や兼任・兼任教員への周知が十分できていない点は改善が必要である」との指摘を受けた。また、同第4項目として、「実際の論述指導がガイドラインからの逸脱していないか、検証することが望まれる」との指摘も受けた。

そのうち、「論述指導等に関するガイドライン」の周知については、2014年度版のシラバス作成時から「シラバス作成の手引」（pp.9-10）に当該ガイドラインを掲載することで改善した。授業内容の把握・検証については、「教員相互による授業参観」を通じて実施している。参観者が記入する「授業参観シート」には、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設けており、「FD全体会」での討議を通じて授業内容の適切性を検証している。このような一連の取り組みを通じ、過度な司法試験受験対策が行われていないことについても確認がなされている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項]

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性

[自ら掲げた改善すべき事項]

- ・ 「法務演習」については、「改善報告書検討結果」で大学基準協会から受けた指摘についての検討が必要である。
- ・ 「龍谷版到達目標」は階層4を検討中である。速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させる必要がある。

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・ 「法務演習」について、大学基準協会から受けた指摘について検討が望まれる。【留意点】
- ・ 「龍谷版到達目標」について、検討中である階層4についても速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させられることが望まれる。【留意点】

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

[自ら掲げた改善すべき事項]

- ・ 「論述指導ガイドライン」の制定後は特別な周知をしていないことから、新任教員にも確実に周知する必要がある。
- ・ 兼担・兼任教員へは「論述指導ガイドライン」の組織的な周知を行っていないことから、丁寧な説明が必要である。
- ・ 「論述指導ガイドライン」からの逸脱が生じていないか、検証する必要がある。

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・ 「論述指導ガイドライン」について、新任教員や兼担・兼任教員への周知が十分できていない点は改善が必要である。

【留意点】

- ・ 実際の論述指導がガイドラインからの逸脱していないか、検証することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

「龍谷版共通的到達目標モデル」の策定及び「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成については特色ある取り組みとして挙げられるが、その効果については、評価の視点2-15で後述する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性

- ・ 科目内容と科目群との相応性については、2014年度入学生から「法務演習」を廃止することを決定済みであり、これを着実に実行する。
 - ・ 「基本的素養の水準」との適合性については、2014年度から「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させる必要があり、そのために必要な取り組みを行う。
- ※ シラバスの作成を通じた具体的な取り組みについては、評価の視点2-26で後述する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-1	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
	②「法科大学院2013（平成25）年度学則変更の趣旨」2013年1月9日 教授会承認
	③「2013年度版シラバス」2014年3月
	④「龍谷版共通的到達目標モデル」2013年11月
	⑤中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
2-2	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-3	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
	(再掲：2-1-⑤)中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
2-4	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-5	①「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認
	②「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月

II. 評価結果

総評

法令に定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については、現状説明から開設授業科目が目的に即して構成されていると評価できる。また、目標達成のための授業科目の開設状況についても「教育課程編成・実施の方針」の下で科目を開設していることから適切であると評価できる。

<p>なお、前回留意点としてあげられた項目についても改善されている。今後は授業内容の把握・検証結果についても報告願いたい。</p> <p>また、「龍谷版共通の到達目標モデル」のすべての階層を完成させ、その内容の反映に取り組んでいることは評価でき、今後に期待する。</p>
<p>伸長すべき点(長所) 《箇条書き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については、現状説明から開設授業科目が目的に即して構成されていると評価できる。 ・目標達成のための授業科目の開設状況については「教育課程編成・実施の方針」の下で科目を開設していることから適切であると評価できる。 ・「龍谷版共通の到達目標モデル」のすべての階層を完成させ、その内容の反映に取り組んでいることは評価できる。
<p>改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載</p>
<p style="text-align: center;">※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要</p>

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

<p>助言内容 (法科大学院認証評価)</p> <p>2-1 【問題点】</p> <p>1) 「法務演習Ⅰ」および「法務演習Ⅱ」を現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置づけるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念(例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など)に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある(評価の視点2-1)。</p> <p>→ 貴法科大学院は、「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を「理論と実務を架橋する」法科大学院教育の<潤滑油的存在>として位置付け、4つのジャンルを統合する上位概念を明確化し、同科目を実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群へ移動させるなど、改善への取組みがなされたことが認められる。</p> <p>しかし、その結果、全学年を対象に新たに「法務演習Ⅲ」及び「法務演習Ⅳ」が設置され、「ホームルーム的性質」を有する科目として変容を遂げており、上記のような上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている。</p> <p>ただし、いずれにしても、同科目が随意科目であるという性格に鑑みれば、特に問題とすべき点はないものと判断される。</p> <p>(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)</p> <p>2) 基礎法学・隣接科目群に分類されている「家族と法」については、基礎法学・隣接科目として実施内容が適切であるか検討の必要がある(評価の視点2-1)。</p> <p>→ 「家族と法」は、2010年度入学生から廃止されることとなり、これに伴って、科目内容と分類に係る問題も解消していることから、改善が適切になされているものと判断される(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)。</p> <p>2-3 【勧告】</p> <p>1) 「講義と演習の一体化」という構想のもと、1単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目については、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される。今後も1単位科目として維持するのであれば、2009(平成21)年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい(評価の視点2-3、2-16)。</p> <p>→ 2012年度入学生からはカリキュラムを全面的に改訂して単位の法律基本科目群の演習科目をすべて廃止したことが認められ、概ね適切に改善がなされたものと判断される(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)。</p>
--

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	単位及び授業期間の設定／法理論教育と法実務教育の架橋／法律実務基礎科目／法情報調査及び法文書作成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第21条）。	I◎	A	
2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第22条）。	I◎	A	A
2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第23条）。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	I○	A	A
2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第5条第1項第2号）。	I◎	A	A
2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-6 各授業科目の単位数の設定については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「履修要項」p.2に掲げるとおり、1単位につき45時間の学修量を基準とし、授業と自主学修の時間配分については授業の方法に応じて定めている。したがって、「大学」第21条第2項の規定に照らして適切である。
2-7 1年間の授業期間については、学年暦で定めている。2013年度学年暦の検討では、①15回以上の授業回数確保、②土曜日を除いて2日間以上の集中補講日の確保、③日曜日を除いて9日間以上の定期試験期間の確保、を「基本方針」に掲げた。その結果、授業期間については、第1学期には17週と4日間を確保し、第2学期にも年末年始の冬期休暇を除いて17週と2日間を確保した（「履修要項」p.vii）。したがって、年間ではおおむね35週にわたる授業期間を確保しており、「大学」第22条に照らして適切である。
2-8 授業科目の実施期間については、評価の視点2-7で既述のとおり、2013年度学年暦の検討の際には、15回以上の授業回数確保を「基本方針」に掲げ、15週を単位に設定した。したがって、「大学」第23条に照らして適切である。 集中講義科目に関する「法科大学院基準」の留意事項への対応については、以下のとおりである。「ITと法」では、1ヶ月間隔で3コマないし4コマずつ開講することにより、通常の授業と同等の学修時間を確保した。「経済法」では、第9回と第10回の間5日間の間隔を空けることで学修時間を確保した。「司法医学」では、集中講義形態を採用しているが、

第2学期授業期間全体にわたって、おおむね隔週の頻度で計15コマ開講しており、通常の授業と同等の学修時間を確保した。「刑事弁護実務」及び「法務研修」は、模擬裁判やエクスターンシップを中心とする科目であり、集中講義とするに当たっての教育上特別の必要性を確認済みである。したがって、いずれの科目も学修量の確保に問題はない。

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋については、前回の評価時から変更はない。すなわち、教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている（「履修要項」p.37）。授業内容については、「法務研修」及び「刑事実務総合演習」等の科目で実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし（「履修細則」別表3）、全学生にエクスターンを経験させている。

しかがって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。

2-10 法律実務基礎科目については前回の評価時から変更はない。すなわち、法曹倫理に関する科目としては「法曹倫理」を開設している。民事訴訟実務に関する科目としては「民事実務総合演習Ⅰ」（2011年度以前入学生については「要件事実論」。以下、同じ。）及び「民事実務総合演習Ⅱ」（2011年度以前入学生については「民事実務総合演習」。以下、同じ。）を開設している。刑事訴訟実務に関する科目としては「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」を開設している。また、これらはいずれも必修科目である（「履修細則」別表3）。したがって、「告示第53号」第5条第1項第2号に照らして適切に対応している。

2-11 法情報調査及び法文書作成前回の評価時から変更はない。すなわち、法情報調査については「法情報演習」及び「リサーチ・情報処理演習」（各2単位）でこれを扱っている。また、「法情報演習」についてはローライブラリアンを配置し、学習効果を高める取り組みについても行っている。

法文書作成については、これに特化した科目は開設していないものの、必修科目の「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」で扱っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

【改善すべき点の確認】前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

2-11 法情報調査及び法文書作成

- ・ 法情報調査について、2科目（計4単位）を開設し、ローライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点については長所であると自負しており、今後もこれを維持する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-6	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-7	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月 ①「2013（平成25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012年9月26日 教授会承認
2-8	(再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月 (再掲：2-7-①)「2013（平成25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012年9月26日 教授会承認 ①「2013年度 龍谷大学法科大学院授業科目時間割表」2013年3月16日現在 (再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-9	(再掲：2-1-①)「2013年度履修要項」2013年3月 (再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月

	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定
2-10	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定
2-11	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月

II. 評価結果

総評
<p>評価項目単位で、「大学設置基準」や「法科大学院基準」などに照らし、適切に実行していると判断できる。また効果が上がっている点とその伸長方策に掲げ、長所と自負している「法情報調査2科目開設、ロー・ライブラリアンを配置し充実に努めている」については、今後も更なる充実に努めて頂きたい。</p> <p>また、集中講義科目についても、授業の間隔をあける等の措置を行い、通常授業と同等の学修量確保に努めている。</p>
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
<ul style="list-style-type: none"> ・法情報調査について、2科目(計4単位)を開設し、ロー・ライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	石塚 伸一

基準2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	実習科目／実習科目における守秘義務等／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	I○	A	A
2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	I○	A	
2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。 ※【留意事項】あり	I◎	A	A
2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

<p>対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。</p> <p>2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、前回の評価時から変更はない。すなわち、模擬裁判及びローヤリングについては、「民事実務総合演習Ⅱ」（2011年度以前入学生は「民事実務総合演習」）、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」で実施している。エクスターンシップについては「法務研修」で扱っている。</p> <p>2-13 臨床実務教育の内容の適切性及び責任体制については以下のとおりである。</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>「法務研修」は、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから構成しており、多様な法的課題に対応できる法曹の養成に資する効果を見込んでいる。</p> <p>エクスターンを行う「実習先」については、プロジェクトの目的・内容に応じた法律事務所又は企業法務部を選定し、入学定員（25人）を上回る28か所の「実習受入先」を確保している。スケジュールについては、事前準備及び事後フォローアップの実施を配慮して設定し、それを「法務研修ガイド」に明示している。学修量については、60時間の授業時間（実習時間）を確保している。成績評価については、配分比率を明示し、「法務総合プロジェクト運営会議」が、客観性の確保に配慮した調整を行っている。</p> <p>毎年度の実施内容及び成果については、次年度に報告書に取りまとめ、公表している。</p>
--

(2) 責任体制

科目全体の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成しており、①実習先の決定等の重要事項、②合同事前・事後演習等の各プロジェクトに共通する事項、等を審議・決定している。また、単一科目としての科目内容の統一性及び成績評価の公平性を維持できるよう、プロジェクト間での調整についても行っている。

各プロジェクトの運営に責任を負うのは専任教員を中心とするプロジェクト担当教員である。プロジェクト担当教員は、プロジェクト別の事前・事後演習のコーディネート、実習先との連絡・調整及びエクスターン期間中の巡回指導等を担当している。

エクスターンでの指導に責任を負うのは実習担当者であり、実習担当者については客員教授又は非常勤講師に委嘱することにより、その教育責任を明確にしている。

2-14 実習科目での守秘義務等の取扱いについては前回の評価時から変更はない。すなわち、エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、「専門職大学院学則」第46条及び「学生懲戒規程」に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印の上で提出する（「法務研修ガイド」p.28）。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（「法務研修ガイド」pp.29-30）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」p.15に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している。また、2年次第1学期開講の必修科目である「法曹倫理」（「シラバス」p.41）でも取り上げている。

なお、リーガル・クリニックについては実施していない。

2-15 教育課程に関する特色ある取り組みとしては、以下の二点が挙げられる。

(1) 「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定

第一の取り組みとしては、到達目標を意識した教育を行うため、独自の「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定に取り組んでいる点が挙げられる。この取り組みについては、2011年度から行っており、当該モデルを構成する4つの階層のうち、階層1ないし階層3は、2012年度末までに完成している。2013年11月には、2,300項目を超える「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」の全項目を精査した階層4が完成し、2014年度からはこれに基づく授業を実施する予定である。

(2) 「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成

第二の取り組みとしては、実務基礎科目「法務研修」を必修科目とすることにより、「理論と実務を架橋」する教育課程を編成している点が挙げられる。「法務研修」の各プロジェクトは、法律基本科目や、実務基礎科目に加え、基礎法学・隣接科目や、展開・先端科目とも有機的な連携を構築している。

具体的には、民事系プロジェクトは、展開・先端科目群の「消費者法」（「シラバス」p.59）、「民事執行・保全法」（同p.60）、「倒産法Ⅰ」（同p.74）及び「倒産法Ⅱ」（同p.75）との関連がある。刑事系プロジェクトについては、基礎法学・隣接科目群の「犯罪学」（同p.53）並びに展開・先端科目群の「刑事政策」（同p.57）、「少年法」（同p.61）及び「矯正・保護実務論」（p.62）との関連がある。企業法務プロジェクトについては、展開・先端科目群の「ITと法」（同p.77）及び「知的財産法」（同p.78）などとの関連がある。公益活動プロジェクトについては、展開・先端科目群の「社会保障法」（同p.58）、「労働法Ⅰ」（同p.66）及び「労働法Ⅱ」（同p.67）などとの関連がある。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項]

2-15 特色ある取り組み

[自ら掲げた改善すべき事項]

- ・ 「龍谷版到達目標」を2013年度中に完成させ、これを2014年度から授業に反映させられるよう努力する。

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・ 「龍谷版到達目標」における階層4を2013年度中に完成させ、2014年度から授業に反映することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
<p>2-15 特色ある取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以上の歳月をかけて2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した独自の到達目標を策定し、それに基づく教育課程を編成しようとしている点は、本法科大学院ならではの取り組みであり、効果が期待される。2014年度からは、「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」を授業内容に反映させ、特色の具現化を図る。 ・ 「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている点についても、本法科大学院ならではの取り組みであり、成果が上がっていると認識している。今後は、このようなカリキュラムの維持・充実を図る。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-12	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-13	①「2013年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013年9月
	②「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月
	③「第7期（2012-13年）法務研修報告集」2013年10月
2-14	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	①「学生懲戒規程」2007年3月27日制定
	(再掲：2-13-①)「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月
	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-15	(再掲：2-1-④)「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月
	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月

II. 評価結果

<p>総評</p> <p>法律実務基礎科目として「民事実務総合演習Ⅱ」や「法務研修（エクスターンシップ）」を開設していること、臨床実務教育にふさわしい内容、かつ、明確な責任体制は、履修要項・シラバスから確認でき、適切に実行していると言える。</p> <p>また、特色ある取り組みについて記載している「龍谷版共通の到達目標モデル(階層4)」や「法務研修」を基軸とし「理論と実務の架橋」を図っている点は評価できるが、今後の充実に向け、その成果や達成度を計る客観的指標を整備されたい。</p>
<p>伸長すべき点(長所) 《箇条書き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年度から実施している「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」の更なる充実を期待する。 ・ 特色ある取り組みとして成果が上がっている「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている取り組みの更なる充実を期待する。
<p>改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある取り組みについては、今後の充実に向け、その成果や達成度を測る客観的指標を整備されたい。【留意点】
<p>※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要</p>